

国立サハリン州文書館所蔵樺太庁豊原警察署 文書に関する若干の考察

竹 内 桂

【要 旨】

現在国立サハリン州文書館には、日本がサハリンを統治した時期の文書が所蔵されている。この文書は日本の敗戦後、ソ連により接收され、一度ハバロフスクに移送された後、サハリンに戻された。

本稿ではまず国立サハリン州文書館についてその歴史、所在地情報ならびに2005年10月段階の利用手続きと閲覧方法について言及した。その上で樺太庁豊原警察署文書にある書き込み、印、ハバロフスク州文書館用紙からソ連が接收後同文書をどのように取り扱ったかを考察し、ハバロフスクに移送された後、モスクワからの専門家による文書分析、史料番号の付与、文書の再調査、ファイルレベルの番号変更、フォルダーレベルの番号変更、サハリンへ輸送、国立サハリン州文書館における史料番号の再設定というプロセスをたどったと推測した。

【目 次】

はじめに

- 1 国立サハリン州文書館について
- 2 所在地と利用方法
- 3 史料の書き込み・印からみた豊原警察署文書の取扱

むすびにかえて

はじめに

2005年10月5日と6日、筆者はロシアの国立サハリン州文書館でアルヒーフを調査する機会を得た¹⁾。同文書館には日本がサハリンを統治した時期の史料(日本文書)が所蔵されている。その史料の内訳は、公文書が、豊原警察署、樺太庁長官官房、樺太庁通信課の文書で、私文書は王子製紙株式会社、樺太鉱業株式会社などの企業文書である。その存在が明らかとなったのは1991年のことであり、北海道開拓記念館の1991年度「北の歴史・文化交流研究事業」の一環として国立サハリン州文書館で調査を行った小田島和平氏と矢野牧夫氏が日本文書の存在を確認し、約200箱ほどの段ボールのうち、約4分の1程度の文書の目録を作成した²⁾。

1) 本調査は、若手研究(A)「海外引揚問題と戦後日本人の東アジア観形成に関する基盤的研究(研究代表者・加藤聖文)」に基づき行われた。本稿はその成果によるものである。

同じ年の10月には国立国会図書館の柳下み咲氏が同文書館を訪問し、日本文書の状態などの調査を行い、文書館が作成したという「国立サハリン文書館所蔵日本関係文書リスト」を掲載した³⁾。

また1992年にサハリン州にある複数の文書館を訪問した北海道立文書館の佐藤京子氏は、サハリン州文書局長の談話や、当時の国立州文書館長の論稿をもとに、国立サハリン州文書館に所蔵されている日本文書の伝存過程について、次のように述べている。すなわち、ユジノサハリンスクなどに残されていた日本文書は、ユジノサハリンスクに集約され、一部は廃棄され、他の文書は1946年にハバロフスクに運ばれた。ハバロフスクではモスクワから派遣された専門家が日本語の翻訳にあたり、総数920の文書を13分野に分類し、1点ごとの目録を作成した。以後ハバロフスクで非公開文書として保管されたのち、1962年にサハリンへ戻ることが決定され、翌1963年に国立サハリン州文書館に受け入れられた⁴⁾。佐藤氏のこの記述は、現在のところ国立サハリン州文書館にある日本文書の伝存過程に関する最も詳細な記述となっている。

以上の調査はいずれも短期間のもので、日本文書全般に亘るものではなかった。そのため、日本文書全体の目録を作成しようという動きが出始める。まず目録作成に着手したのが、社団法人全国樺太連盟である。全国樺太連盟は、1996年に目録作成を決定し、北海道開拓記念館の小田島氏と矢野氏が調査できなかった分も含めた目録を作成した⁵⁾。この目録は、日本文書にあるすべての簿冊を明らかにした点において有益であった。しかし、この目録は日本文書を収蔵していた段ボールごとに分類された件名目録であり、ロシアで一般に採用されている史料記述、すなわち、大項目でフォルダーレベルに相当する Фонд (フォンド)、中項目に該当し、史料目録を意味する Опись (オーピシ)、ファイルレベルにあたる Дело (ジェーラ) という史料記述を反映していないため、閲覧申請をするにあたっては役に立たないという点が惜しまれる。

その後、ロシアの史料記述を反映した目録を作成したのが井潤裕氏である。井潤氏は小渕・エリツインフェローシップの留学生としてユジノサハリンスクに滞在し、日本文書は13に分類されていること、その総数が1616点であることを明らかにしたうえで、日本文書の目録化を精力的に行った。そしてその成果を公表したことで、日本文書に対するアクセスを容易ならしめた⁶⁾。

一連の研究により、国立サハリン州文書館に所蔵されている日本文書の存在は、広く人口に膾炙しているといえるだろう。

今回の調査目的は、同文書館に所蔵されている日本人および朝鮮人の引揚関係史料（日本語

- 2) 小田島和平・矢野牧夫「サハリン国立文書館における日本文献所蔵調査」【1991年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告】北海道開拓記念館、1992年。
- 3) 柳下み咲「門戸開放2年目のサハリンを旅して 図書館と文書館を見学する(1991.10)」【びぶろす】第43巻第5号、1992年。
- 4) 佐藤京子「サハリン州の文書館」【北海道立文書館研究紀要】第8号、1993年3月、42~43頁。国立州文書館長の論考は、筆者は未見。
- 5) 【サハリン州公文書館所蔵日本関係文書件名目録 1998年3月現在】社団法人全国樺太連盟、2000年11月。
- 6) 井潤裕「サハリン州公文書館の日本語文書」【アジア経済】第44巻第7号、2003年7月。同目録は、井潤氏のホームページ (<http://homepage2.nifty.com/itayan2/archivej.htm>) でも公開されている。

ならびにロシア語）を調査することになったが、調査を進める過程で、閲覧した豊原警察署関係の史料中に日本文書の伝存過程を示すものがあることを確認した。わずかな調査で日本文書の伝存過程を完全に明らかにすることは不可能とはいえ、わずかばかりでも考察することは、今後の本格的な調査、研究をすすめるうえでも意義のあることと考え、小論を執筆する次第である。

小論では、第1に、国立サハリン州文書館について言及し、第2に、現段階における利用方法を紹介する。そして第3に、閲覧できた樺太庁豊原警察署文書から、接收後におけるソ連側の取扱について若干の考察を試みたい。

1 国立サハリン州文書館について

国立サハリン州文書館は1938年11月13日にアレクサンドロフスク・サハリンスキーに設置された。第二次世界大戦後の1947年、ユジノサハリンスクに移転されている。

同文書館が1995年に刊行した『フォンド別ガイド』⁷⁾にあるサハリンのアルヒーフについての記述を簡単に触れておく。

同文書館が設立されるより前、北サハリンでは1928年に地区のアルヒーフ委員会が設立された。この委員会のメンバーが、各機関にその所有する文書、公式のメモ、新聞、布告などを管区の革命委員会事務局に渡すアピールを地域紙に掲載したことが文書収集の第一歩となった。これを機にサハリン州では、サハリン州執行委員会幹部会が1930年1月3日に「アルヒーフについて」を、1935年3月31日に「州におけるアルヒーフの状況について」という決議を採択するなど、国立文書館の設立と文書の整理についての文書が承認された。

こうしたなかで1937年9月10日に採択された全露中央執行委員会決議「ロシアにおけるアルヒーフ整理について」を受けて、サハリン州執行委員会は翌1938年11月13日、「州におけるアルヒーフ条令について」という決議を採択するに至る。この決議で国立サハリン州文書館は州の機関、企業等の文書整理という職務が割り当てられ、同時に1928年までの文書は州のアルヒーフに移管され、文書館の職員に無断で文書を廃棄することは禁じられるようになった。

この後第2次世界大戦の時期に主な文書は大陸へと疎開された。大戦後、サハリン州にあった文書はユジノサハリンスクに集積された。その中には現在国立サハリン州文書館に所蔵されている日本文書も含まれている。戦後の困難な時期にもかかわらず、職員は州全域にわたって文書の収集を粘り強く行い、その結果、1947年初めの段階で、同文書館には1902年から1944年までの文書4308ファイルが所蔵されていた。

戦前になされていた文書の移動は戦後もなされ、1955年に69フォンドをトムスクに移動したのが最後である。トムスクにはすでにソ連極東中央アルヒーフがあり、現在約200のサハリンフォンドがある。

1950年代中頃の文書の移動の後、文書を州都に集積し、整理ならびに学術的な記述を行うと

7) Государственный Архив Сахалинской Области. ПУТЕВОДИТЕЛЬ ПО ФОНДАМ. Южно-Сахалинск. 1995. стр.6-13.

いう文書保存にとって好都合な条件が整えられた。1955年の終わりまでに州執行委員会の建物に文書庫が増築され、のべ127.6平方メートルの棚に文書が配置された。州の機関などの文書が補充され、1956年1月1日の段階で81フォンド、15349ファイルを数えるようになった。また1975年には4階建ての国立サハリン州文書館の建物が建設されている。

1970年代中頃から、国立サハリン州文書館の保管庫は州の組織や関係省庁の文書で一杯になっている。これらは長い間各省庁に保管されていたものである。ユジノサハリンスクの機関、組織、企業から保存年限の過ぎた文書の受入もなされるようになり、各市や地区の文書館からは1930年から60年代の文書が届けられた。

このほか、1960年代からは映像、写真などの史料も収集されている。

2 所在地と利用方法



(写真1) 国立サハリン州文書館



(写真2) 通りの標札

国立サハリン州文書館はユジノサハリンスク市ジェルジンスキー通りとロジェストヴェンスキー通りがクロスする地点にあり、住所はジェルジンスキー通り72と表記されている。ユジノサハリンスク駅からは徒歩で15分ほどである。建物は4階建てで、玄関の両脇に「国立サハリン州文書館」と「サハリン州文書管理局」という標札が掲げられており、史料の閲覧業務と文書管理が同一の建物内で行われていることがわかる。

建物に入ってすぐのところに受付の女性が座っており、来館目的を告げてパスポートを提示する。受付の女性は来館者ノートに日付、氏名、パスポート番号を記入して閲覧者にパスポートを返却し、あわせてロッカーの鍵も渡してくれる。鞆など閲覧に不要なものをロッカーにしまってから Читальный Зал(閲覧室)に入ることになる。閲覧室の利用時間は月曜日から木曜日の午前9時30分から17時であるが、13時から14時までの昼休みの間は閲覧室が閉まるため、閲覧者は閲覧室から一旦退出しなければならない。金曜日は文書館自体は開いているが、閲覧業務は行われていない。閲覧室には机が6台あり、1つの机には2つの椅子が備え付けてある。また検索用のパソコン(1台)も設置されている。

なお筆者が辞書、ノートパソコンの使用とデジタルカメラによる撮影の許可を申し入れたところ、カメラ撮影は許可されなかったが、辞書とノートパソコンの使用は許可された。閲覧にあたり、閲覧者はまず АНКЕТА(履歴書)と書かれた用紙にロシア語で必要事項を記

入しなければならない。記入事項は、姓、名、父称（ロシア人のみ）、生年月日、職業と地位、学位、自宅ないし勤務地の住所と電話番号、日付、研究テーマである。また同じ用紙にある誓約書にサインする。

こうして閲覧したい史料を申請することになるが、その検索手段としては二つの方法がある。第1に冊子目録から閲覧したいファイルの番号を探し出す方法である。国立サハリン州文書館ではfondごとにオーピシとジェーラを包括した目録が作成されており、閲覧者は閲覧したいファイルのオーピシとジェーラの番号を見つけ出し、閲覧申請書にジェーラの番号までを記入する。したがって、閲覧したい史料がどのfondにあるかをまず把握しなければならない。そのためのツールとして、国立サハリン州文書館が刊行したfond別ガイドが有益であり、この本をもとに閲覧したい史料がどのfondにあるのか、おおよその見当をつける必要がある。

第2の検索手段は、パソコンによる検索である。今回筆者はこの方法を試みなかったが、他の利用者がfond別の目録を全く使用せず、パソコン検索だけで閲覧申請書を提出していた。このことから判断すると、キーワード検索が可能のように思われた。

1日に請求できるファイル数は12点とのことであるが、翌日も同じファイルを閲覧する場合には返却せずにファイルを机に置いたままにすることができる。

史料のコピーも可能であるが、職員が作業の合間に行うため、大量に複写する場合には時間がかかる。できあがったコピーの裏には1枚ずつ印が捺され、職員のサインが書き込まれる。

以上が2005年10月段階の閲覧方法である。閲覧方法は今後も変更されることが予想される。

3 史料の書き込み・印からみた日本文書の取扱

ここでは接收された文書にあるロシア語の書き込みと印から、ハバロフスクにおいて日本文書がどのように取り扱われたかを断片的ではあるが検討する。主たる史料として、筆者が閲覧した『昭和七年度 朝鮮人関係書類綴』⁸⁾を利用する。

簿冊の表紙にはさまざまな書き込みや印がある。まず着目したいのが、青インクで書かれた“см внутри”の書き込みである。



(写真3) 『昭和七年度 朝鮮人関係書類綴』表紙

8) ГАСО. ФЛ. опл. д27.

“см”は“смотри”の略で、“см внутри”で「中を見よ」ということを意味する。そこで見返しを見ると、同じ青インク、筆跡で次のように書かれている。

極秘

15年保存

日本内務省樺太庁豊原警察署特別高等課

「南サハリンの朝鮮人に関する極秘文書」

要旨

上海在住朝鮮人の反政府活動、朝鮮人共産主義者の捜査指令(朝鮮人共産主義者の経歴に関する多くのデータあり)、日本へ秘密裡に入国した朝鮮人の調査、仮釈放後に逃亡した朝鮮人共産主義者の捜査指令、サハリン国境からソ連に逃亡した朝鮮人の捜査、日本国内の朝鮮人共産主義者の捜査に関する多くの指令

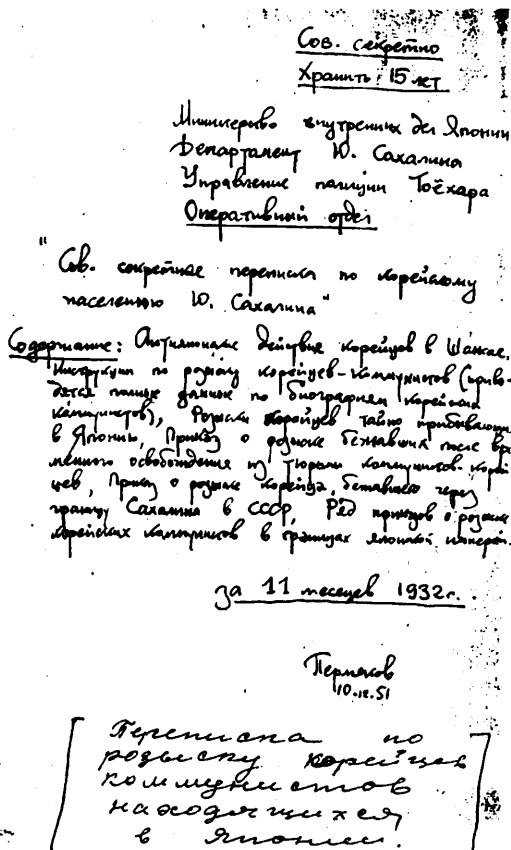
1932年の11カ月分

ペルメコフ

10.12.51

この簿冊の翻訳にあたったペルメコフという人物の翻訳要旨と、簿冊の索引をもとに筆者が作成した件名目録を比較すると、ペルメコフは簿冊の内容を的確に把握していたことがわかる。

この書き込みで興味深いのは、第1に、「極秘」(сов секретно)である。この「極秘」というのはペルメコフが簿冊中の各文書に「豊特高秘」とあるのを訳したのか、あるいは警察史料という性格から極秘扱いとすることにしたのか、判然としない。そもそもペルメコフがこれらの史料を極秘扱いとする権限を有していたのかも不明である。第2に、1951年12月10日という日付である。これは1946年に日本文書がハバロフスクに運ばれてから約5年が経過した日付であり、この間、ハバロフスクでペルメコフが翻訳する前にはだれも調査しなかったのか、またモスクワから専門家がいつ、どの程度派遣されたのかなど、疑問はつきない。今後の検討課題である。



(写真4) 『昭和七年度 朝鮮人関係書類』ウラ表紙

“Фонд №351. Описы. ед хр37” とある⁹⁾。他方、上下の印は、向きは反対であるが、印にある数字は“Фонд №351/1067С.Описы. ед хр24” とあり、更に Фонд の部分の数字に斜線が引かれ、黒ペン書で“1-и”の書き込みがある。どちらが先に捺されたのかについては、中央の印には×印があることから、中央の印が先に捺されたものと推測できるが、そのことを裏付けるものとして、簿冊に挿入されている国立ハバロフスク地方文書館用紙がある。この用紙には次のように書かれている。

[オモテ]

国立ハバロフスク地方文書館

フォンド 豊原警察署

十月革命・社会主義建設部門

秘

15年保存

ジェーラ番号

朝鮮人容疑者の捜査申請と捜査上の秘密名簿

1932年

初 1932年1月29日

終 1932年11月5日

31文書

[ウラ]

Фонд 351. Оп 1. ед хр37

ファイルには豊原警察署長が下部組織に宛てた朝鮮人容疑者の捜査指令が綴じ込まれている。その内容は、共産主義活動の容疑者、犯罪を犯した様々な組織、イデオロギー上危険な人物、日本への不法入国者、公文書偽造、窃盗犯の捜査である。

このほかにファイルには、捜査すべき朝鮮人の基礎データを含む名簿が綴じ込まれており、多くの朝鮮人が書き込まれている。

カロベンコフ

ここには日付がないが、筆者が同時に閲覧した『昭和七年度 東四条巡査派出所 高等雑書綴』¹⁰⁾に挿入されていたカロベンコフのメモには1952年の日付が書き込まれている。ベルメコフが日本文書の要旨を作成した後、何らかの必要性からカロベンコフによる再度の調査がなされたことが日付から確認できる。ベルメコフの書き込みには史料番号が書かれていないのに対して、カロベンコフのメモには史料番号が書き込まれていることから、中央の印の番号が兩名による文書分析の間に付与されたものと推測できる。ただし、カロベンコフが史料番号を付けた可能性も否定できない。いずれにせよ、簿冊の中央部にある印がハバロフスク地方文書館における当初の史料番号だったことは相違ない。

9) ед хрは единица хранения の略語で、Дело と同義である。

10) ГАСО. Ф1. оп1. л28.

次に簿冊の上下にある印と比較すると、中央部の印とはジェーラレベルの番号が異なっており、当初の史料番号を見直す際にまずジェーラレベルのみ変更されたことが分かる。その後フォンドレベルの番号が“1-н”に再設定され、この番号が国立サハリン州文書館における史料番号となったようである。ただし、国立ハバロフスク地方文書館と国立サハリン州文書館との史料番号を比較すると、ジェーラレベルの番号が異なっていることに留意しなければならない。国立サハリン州文書館においても史料の再整理がなされたことを伺わせる。

以上の分析から、敗戦後サハリンで接收された日本文書は、ハバロフスクへ運ばれた後、①モスクワからの専門家による文書分析、②史料番号の付与、③文書の再調査、④ジェーラレベルの番号変更、⑤フォンドレベルの番号変更、⑥サハリンへの輸送、⑦国立サハリン州文書館における史料番号の再設定、というプロセスを辿ったと推測されるのである。

むすびにかえて

以上、簡単ではあるが国立サハリン州文書館にある日本文書について検討した。無論、この小論での検討は不十分なものであり、今後解明すべき課題を挙げておきたい。

第1に、樺太庁においては敗戦時にどのような文書取扱規程が存在していたのかということである。1933年に樺太庁長官官房文書課により『樺太庁文書事務提要』が作成されたことは確認できる。しかしこれらの規程が敗戦までそのまま適用されていたのかを確認しなければならない。同じ日本の植民地統治機関であった台湾総督府や朝鮮総督府でも文書取扱規程が改訂されていたことを考えると、樺太庁でも文書取扱規程の改訂がなされていたものと思われる。現存している史料の絶対数の違いという問題はあるが、さらなる調査、ないし新たな史料を発掘していく必要があるだろう。

第2に、敗戦前後の公文書廃棄の実態である。敗戦時真岡警察署に勤務していた小嶋正吉は、ソ連の参戦後、重要文書等の内地疎開をその他の文書の焼却が決定された旨を回想している¹¹⁾。また樺太庁に勤務した官僚の泉友三郎は、敗戦後公文書を焼却しよう大津敏男樺太庁長官から命ぜられ、それに対する批判が同僚から起こったが、結局書類を片っ端から焼き、その後ソ連側に事務を引き継ぐ時に資料がなくなってしまったため、十分な説明資料を作成することができなかった、と記している¹²⁾。

こうした記述から判断すると、敗戦後に公文書が廃棄されたことは間違いないようであるが、どのような種類の公文書が廃棄されたのかを考察する必要がある。

第3に、ソ連側による接收文書の取扱である。具体的には、現在国立サハリン州文書館にある日本文書は、ソ連がサハリンで接收した全ての文書であるのか、接收後ハバロフスクに運搬された後の取扱い、文書の運搬の決定プロセスなど、モスクワやハバロフスクでの動向も踏まえて検討しなければならない。

以上の課題を検討することで、今後樺太庁を中心とする日本統治期の樺太関係史料を解明し

11) 小嶋正吉『実録・樺太の終戦秘史』御園書房、1987年、48頁。

12) 泉友三郎『ソ連南樺太 ソ連官吏になった日本人の記録』妙義出版社、1952年、35～36頁。

国立サハリン州文書館所蔵樺太庁豊原警察署文書に関する若干の考察（竹内）

ていきたい。

付記 国立サハリン州文書館の利用に際して、井濶裕氏より種々のご教示、ご助言をいただきました。
記して御礼申し上げます。

【昭和七年度 朝鮮人関係書類】件名目録

番号	作成年月日	件名	豊特高秘番号
1	1月29日	要注意朝鮮人所在不明ノ件	第336号
2	2月1日	在上海不逞鮮人僑民団一派ノ不逞計画ニ関スル件	第345号
3	2月10日	要注意鮮人発見手配解除ノ件	第404号
4	2月20日	慶尚北道在籍鮮人戸口並職業別調査方ノ件	第583号
5	2月26日	拘留執行停止又ハ保釈出所中ノ治安維持法違反被告鮮人所在不明手配ニ関スル件	第602号
6	3月7日	密入国朝鮮人所在不明ノ件	第642号
7	3月30日	要視察鮮人所在不明手配ノ件	第863号
8	3月30日	治安維持法違反鮮人被告保釈取消ニ関スル件	第857号
9	3月30日	要注意鮮人所在不明手配ノ件	第858号
10	4月5日	南下鮮人身許再調査ノ件	第906号
11	4月7日	文書偽造詐欺犯鮮人手配ノ件	第930号
12	4月15日	要視察要注意鮮人所在不明手配ニ関スル件	第1093号
13	4月16日	保釈出所中ノ治安維持法違反被告鮮人所在不明手配ノ件	第1105号
14	4月28日	所在不明要視察鮮人手配ノ件	第1152号
15	5月18日	窃盗犯鮮人手配ニ関スル件	第4036号
16	5月20日	窃盗犯鮮人手配ニ関スル件	第1410号
17	5月24日	鮮人一時帰鮮証明書返納ニ関スル件	第1440号
18	5月24日	密入露容疑鮮人ニ関スル件	第1456号
19	6月9日	要視察鮮人所在不明手配ノ件	第1645号
20	6月17日	犯罪（窃盗）鮮人ニ関スル件	第1170号
21	6月24日	要注意鮮人所在不明手配ノ件	第1700号
22	7月18日	公文書偽造行使鮮人手配ニ関スル件	第2042号
23	7月26日	要視察要注意鮮人所在不明手配ニ関スル件	第6208号
24	7月29日	思想容疑鮮人手配ニ関スル件	第2101号
25	8月20日	要視察要注意鮮人所在不明手配ニ関スル件	第2337号
26	8月27日	指名犯罪鮮人手配ノ件	第2356号
27	10月7日	犯罪鮮人手配ニ関スル件	第2678号
28	10月7日	要視察要注意鮮人所在不明手配ニ関スル件	第2680号
29	10月8日	要視察要注意鮮人並要視察台湾人所在不明手配ニ関スル件	第2686号
30	11月4日	要視察要注意朝鮮人所在不明手配ニ関スル件	第2823号
31	11月5日	警衛警備上要警戒鮮人所在不明手配ニ関スル件	第2828号